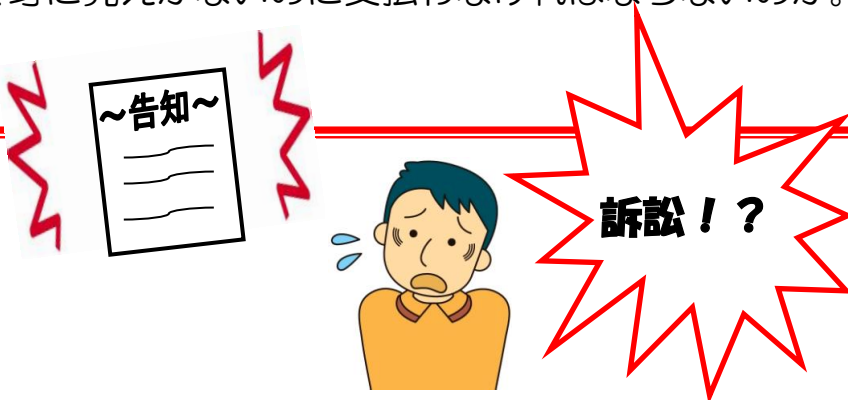


公的な機関をかたる架空請求はがきにご注意ください！！

相談事例

「総合消費料金に関する訴訟最終通告」というはがきが届いた。訴訟や差押えなど書いてあり、怖くなってはがきを書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げが間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。



事例の概要

差出人は、『法務省管轄支局 国民訴訟通達センター』、『法務省管轄支局民事訴訟管理センター』などと装い、「未納料金の訴訟最終告知」などと書かれたはがきが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差押え」などと法律用語を使って不安をあおり、はがきに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号などの個人情報を知られてしまったりするケースがあります。

アドバイス



- ① 『法務省管轄支局』と称する事業者の実体はなく、国の行政機関である「法務省」も一切関係はありません。
- ② 正式な裁判手続きの通知がはがきで来ることはありません。
※訴状は、「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封筒で直接渡すことが原則となっています。
- ③ 身に覚えのない訴訟案件に関するはがきが届いても、はがきに記載された電話番号には絶対に電話しないでください。

はがきがきても
あわてないで！
落ちついて！

架空請求はがきの例

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

訴訟管理番号（あ）259

この度、貴方のご利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知いたしますとともに、訴訟取り下げ期日を経て裁判を開始させていただきます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現貯金や有価証券及び動産や不動産物の差押えを強制的に執行させていただきます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせください。この度は、民事訴訟に関するご連絡となりまして、個人情報の保護や守秘義務などがございますので、ご本人様からご連絡頂きます様、お願いいたします。

訴訟取り下げ最終期日 平成□年□月□日

取り下げ等のお問合わせ相談窓口

03-0000-0000

受付営業時間（日・祝日は除く）

平日9:00~20:00 / 土曜日11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター

〒100-8977 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

少しでも不審に感じたり、不安なときは、東大和市消費生活センターや警察等にお電話ください。

クリーニングトラブル防止のためにできること

事例

2か月前に礼服をクリーニングに出し、受け取った後、しばらく着ないで置いておいた。法事があり、礼服を取り出したところボタンが1つ壊れていたのでクリーニング店に苦情を申し出たが、受け取りから1か月以内しか補償しないと言われた。

アドバイス



受け渡し時には確認をしましょう！



1. 衣類は着用、クリーニングする度に徐々に劣化します。クリーニングトラブルは複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が困難です。
2. クリーニングを出すとき、受け取るときには、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう。
3. クリーニング業界では、トラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」を作成していますが、この基準はSマーク^{図1}やLDマーク^{図2}のある店舗に適用されます。独自の基準を設けている店もあります。利用する店舗のルールを確認するのも大切です。
4. 時間が経つと原因の特定が難しくなります。引き取りは早めに、受け取り後はすぐに状態や数を確認しましょう。
5. 困ったときには、東大和市消費生活センター等にご相談ください。

図1



■Sマーク

図2



■LDマーク



〔信頼・安心の証〕

平成29年度東大和市消費生活相談概要

相談件数ベスト3

順位	商品分類	主な相談の特徴や内容等
1位 (61件)	運輸・サービス	主に通信回線サービスの契約と解約、インターネット動画サイトの架空請求
2位 (31件)	土地・建物・設備	主に高齢者宅のリフォーム契約、原野商法の二次被害
3位 (23件)	金融・保険サービス	主に多重債務、詐欺的な金融商品、仮想通貨

【相談内容の特徴】

平成29年度に東大和市の消費生活相談に寄せられた相談件数は239件でした。相談日は週に4日（月・火・水・金）で午前10時から午後4時まで受付をしています。60歳以上の方の相談が108件と半数を占め、高齢者は契約金額が大きい傾向があります。

前年に引き続き相談件数が一番多い通信契約では、オプションが付いていたり、違約金が発生するなど複雑な契約が多いのが特徴です。2015年に光コラボが始まり、NTT回線を独自のプランと抱き合わせて販売できるようになって、様々な事業者が参入してきました。消費者の理解が不十分なままにパソコンを遠隔操作して転用するケースでトラブルが多発しています。

架空請求では、一時なりを潜めていた葉書によるものが急増しました。法務省など国の機関を名乗り、訴訟の期限が迫っているなどと不安を募って連絡させ弁護士費用などを請求してきます。

高齢者宅を訪問して高額なリフォームを契約させるなど、住宅関連の相談も増加しました。インターネット通販では、お試して申し込んだつもりが定期購入になっていたという相談が引き続き寄せられています。

契約・解約に関する相談など、不安なときは下記の窓口へご相談ください

東大和市消費生活センター

毎週 月・火・水・金曜日 午前10時～午後4時まで受付
東大和市役所3階⑥番窓口地域振興課

TEL 042-563-2111 内線1713

【東大和市ホームページもご覧ください】<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>

トップページ⇒くらしの情報⇒生活情報

